

## 第72回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成30年2月2日(金) 午後2時から午後3時50分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 第3委員会室
- 3 出 席 者
  - (1) 会 長 小室 充孝
  - (2) 委 員 秋葉 勝彦、加藤 敏夫、椎野 禎章、島貫 憲夫、成本 喜代子、丸山 秀和  
※欠 席 本田 耕一
  - (3) 事務局 柏木総務課長、武井副課長、望月行政情報係長、安部主事
  - (4) 説明員 (障がい福祉課) 柏木課長、磯崎副課長、岩本主事  
(戸籍住民課) 小澤課長、藤貫住民異動係長、井上主任  
(生活支援課) 栢沼課長、渡辺主査
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長        それでは諮問事項ア「小田原市の個人情報保護制度の在り方について」を審議いたします。内容の説明を求めます。

事務局        この諮問は、本市の個人情報保護の内容を制度的に見直そうとする場合、第三者の意見をお聴きするため、本審議会規則第2条に基づき行うものです。今回は、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用に関する本市例規の一部改正を行うに際し、諮問がされたものです。詳細につきましては、障がい福祉課から説明をいたしますので、よろしく御願います。

< 障がい福祉課説明員が入室 柏木課長が資料1に基づき説明（資料の語句訂正を含む。） >

説明員        それでは御説明いたします。本件につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定された法定事務以外の事務において個人番号を利用するため、条例改正（条例に必要な事項を追加）するものでございます。初めに、「資料1 条例の改正について」を御覧ください。

「1 改正理由」でございますが、神奈川県では、法律に基づき、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例」による手当の支給に関する事務について、個人番号を利用する事務として想定し、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例」に規定しております。本市では、その手当の支給に関する事務を処理するために必要な限度で、庁内連携により個人番号を介して本市が保有する地方税関係情報等の利用を可能とするため、条例を改正する必要があります。

続いて、「2 改正する条例等」でございますが、「小田原市個人番号の利用に関する条例」及び「小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則」を改正するものでございます。

続いて、「3 改正内容」でございますが、ここで、神奈川県在宅重度障害者等手当制度について説明させていただきます。恐れ入りますが、「資料3 神奈川県在宅重度障害者等手当制度について」を御覧ください。本手当につきましては、神奈川県が実施している、在宅で常時介護を必要とする重度重複障害者を対象とした制度でございます。

手当の額等でございますが、定められた期間に、受付の窓口となる市町村に、新規の

場合は申請書、継続して受給している場合は現況の届出書を提出していただき、受給資格を確認した上で、年額6万円を手續された翌年1月に神奈川県が支給いたします。

受給要件でございますが、ここに記載しております障害要件、在住要件、在宅要件、年齢要件、所得要件をすべて満たす必要がございます。

市町村の事務でございますが、県の「事務処理の特例に関する条例」等により、本手当に関する書類の受理、申請書及び届出書の内容その他必要な事項について調査などが市町村の事務とされています。これにより、本市では、本手当に関する申請等の受理、調査、県への送付等を担っております。

それでは、再度、資料1にお戻りください。

「3 改正内容」の(1)小田原市個人番号の利用に関する条例でございますが、同条例中(別表2)に規定されている「個人番号を利用する事務」に「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務」を追加し、この手当の助成に関する事務を処理するために必要な限度で、個人番号を介して本市が保有する地方税関係情報、住民基本台帳関係情報、障害者手帳関係情報及び特別障害者手当等情報を利用することができることとします。(2)小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則でございますが、条例の改正に伴い、条例で追加することとなる個人番号を利用する事務及びその事務を処理するために必要な情報の詳細を定めます。

続いて、「4 施行年月日」につきましては、平成30年4月1日を予定しております。

次に、「資料2 利用を予定している特定個人情報について」を御覧ください。本件におきまして、利用を予定している特定個人情報でございますが、①として地方税に関する情報、②として住民基本台帳基本法第7条第4項に関する情報、③として身体障害者手帳情報、④として精神障害者保健福祉手帳情報、⑤として特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する情報でございます。

なお、条例に盛り込む情報の詳細につきましては、現在、総務課法務係と調整中でございますので、御承知おきください。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 資料3の年齢要件についてですが、「65歳より前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方など」と記されていますが、「など」とはどのような内容ですか。

説明員 65歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給しているかどうかということです。

委員 資料3の3(1)から(5)までの各受給要件の審査については、人間が行うのですか、それともシステムで行われるのですか。

説明員 人間が実施します。庁内で保有している情報を利用して、判定するということです。

委員 各部署で事務を遂行するために保有している情報を利用して審査するというのですが、基準日時点において必要な情報が、各部署のシステムでしっかり更新され、統一されていることが条件になってくると思いますが、そのあたりの事務上のチェック体制等はどのようになっていますか。

説明員 資料3の2「手当の額等」に記載のあるとおり、申請する期間としては8月1日から9月10日までとなっております。事務的には8月1日に全て処理する訳ではなく、この期間の中で申請があったものを処理していくので、基本的には8月1日時点のデータ更新はされているものと考えております。また、何かしらの疑義があった場合には、各部署に確認することとしますので、調査において、誤った処理がなされることはないものと考えています。

会長 この事務はこれまでも実施してきた事務ではあるけれども、マイナンバーを利用していなかったということでもよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 そうすると、このタイミングでマイナンバーを利用する理由は何ですか。

説明員 これまでは申請件数が少なかったのですが、最近は申請件数が増加傾向にあり、また申請時には所得証明等の各種証明書の提出を申請者に求めていましたが、マイナンバーを利用することで、各種証明書の提出が省略され、申請者の利便性が図れることも理由

のひとつです。

会 長 市が保有しているマイナンバーとは異なる既存の番号があると思いますが、それでは不足するような、何かしらの突合作業をするとか、他市町村が保有する情報を照会するために必要であるといった理由ではないのですか。

説明員 それもあります。転入者の情報等を照会することがあります。

会 長 これまでは他市町村に照会し、紙媒体で回答を受け取り、処理をしていたということでしょうか。

説明員 これまでは、申請者自身が、各種証明を取得して、市に提出されたものを処理していました。

会 長 これからは、マイナンバーを利用して、他市町村に照会をすることによって情報を取得できるということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 申請件数が増加してきたという説明がありましたが、何件くらいでしょうか。

説明員 今年度は3件です。

会 長 条例改正することで県内の他の自治体も同様にマイナンバーを利用して、申請者等の情報を照会することができるようになるということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 これから行われる情報の照会はマイナンバーの導入に伴い、実施されるという理解でよろしいですね。

説明員 はい、そのとおりです。また、マイナンバーの独自利用事務は、条例で定める必要がありますので、今回この事務でマイナンバーを利用するために条例改正をするということです。

委員 施行は平成30年4月1日を予定しているということですが、その日以降は利用できるということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 他の自治体に照会する際はどのように実施するのですか。

説明員 専用端末が設置されており、そこから照会することとなります。

委員 その専用端末と市が保有する既存の端末がネットワークを介して繋がるということでしょうか。

説明員 セキュリティ対策や個人情報漏えい対策等の観点から既存の端末とネットワークで繋がることは今のところないと考えております。マイナンバーを利用した照会は、既存のネットワークとは独立した情報ネットワークシステムで照会することとなります。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、御意見いかがですか。

委員 先ほども質問で挙げさせていただきましたが、やはり基準日時点において必要な情報

が、各部署のシステムでしっかり更新されている必要があり、関係部署へ業務内容やシステムの更新等について周知を徹底する必要があると考えます。

会 長        今の御意見は、事務処理における話かと思いますが、先ほど所管課に質問したところ、案件としては3件ということで、おそらくこの事務の専用データベースがあるわけではないと思います。必要な情報をもとに職員が処理をするということだと思いますが、特に転入者等の情報を取得する際に、マイナンバーを活用して他市町村から情報を受けることができるので、所管課としてはそのためにマイナンバーを利用するといったレベルの話なのではないかと思います。

委 員        申請者が提出した書類の記載内容を確認するために、マイナンバーを利用するものと理解しています。マイナンバーをキーにして各部署が保有する情報にアクセスして、記載内容が正しいものであるのか、誤りであるのかというのを確認するのではないのでしょうか。

会 長        受給要件を確認するために、全ての情報をマイナンバーを利用して専用端末で確認する訳ではないと思います。

事務局        そのとおりだと思います。例えば、税情報等は照会が可能かと思いますが、マイナンバーを含まない申請者の入院記録等の情報については、必要に応じて個々に病院に照会をし、情報を取得することになるかと思います。

委 員        他市町村との照会や回答のなかでマイナンバーを利用するという事なのですかね。

会 長        市の中では、マイナンバーによらなくても既存の番号により対象者情報を突合せすることも可能なので、おそらく他市町村との関係の中で、マイナンバーを利用した照会ができないと、事務に滞りが生じることが実際に問題なのだと思います。

会 長        他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ア「小田原市の個人情報保護制度の在り方について」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項イ「コンビニ交付サービス事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<戸籍住民課説明員入室 小澤課長、藤貫住民異動係長が資料2に基づき説明>

説明員 それでは、最初に私から諮問対象の事務のサービス内容やメリットについて簡単に説明させていただきます。平成28年1月から交付している個人番号カード、通称マイナンバーカードを活用した新たな住民窓口サービスとして平成31年1月中旬から証明書のコンビニ交付サービスを開始したいと考えております。このサービスのメリットは、全国に約5万店舗あるコンビニエンスストアで、市役所の開庁時間より長い時間、高度なセキュリティ体制の元、市民の方が簡単な端末操作をもって住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得いただくことができるようになることです。

サービスの提供時間は朝6時30分から夜11時、サービスが停止する期間も基本的には12月29日から1月3日までの年末年始のみと、今までの窓口サービスの時間・期間と比較しても利便性の向上が図れるものと考えております。市民の重要な個人情報を、役所の開庁時間以外にも取り扱うため、様々な対策を講じてサービス提供させていただくこととなりますが、その環境については、これから詳しく説明させていただきます。

最初に、オンライン結合による取扱個人情報についてです。早速ですが、A4横の資

料「オンライン結合による取扱個人情報項目名一覧」をご覧ください。今回、取り扱う個人情報は、コンビニ交付サービスで提供する証明書となります。対象の証明書は「課税証明書」「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍謄本」「戸籍抄本」「戸籍の附票」となります。資料ではそれぞれのデータの流れ、サービス提供時間帯及び個人情報項目をお示しさせていただいております。なお、戸籍謄・抄本の「身分事項」については、個別の状況によって各種あります。ここでは主な項目のみを記載させていただいておりますので御承知おきください。オンライン結合による取扱個人情報についての説明は以上です。

次にオンライン結合の概要について説明させていただきます。別紙の「オンライン結合関係図」を御覧ください。今回の「オンライン結合」は基本的には専用回線での結合となりますが、大きく分けしますと、下段の太枠で囲っている図の部分、役所、LGWAN-ASP業者が運営する外部サーバ、地方公共団体情報システム機構 通称J-LISが運営するコンビニ交付センターが属しているLGWANネットワーク網と、上段のコンビニ交付センターから専用線で接続している、各コンビニ業者が参加しているコンビニ業者ネットワーク網があり、前者が個人情報取扱事務第10条第2項案件、後者がその他案件となっております。

個人情報取扱いの流れとしては、市民の方がコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で対象の証明書を請求されますと、その情報が、「課税証明書」「住民票の写し」「印鑑登録証明書」はLGWAN-ASP業者の外部サーバへ、戸籍関係証明書は市役所のサーバへ請求された旨のデータが届きます。

その請求データに基づき、それぞれで対象の証明書データをPDF形式で生成・送信し、コンビニ交付センター経由でコンビニ業者ネットワークを介して、コンビニに設置してあるマルチコピー機まで伝送されることとなります。

なお、戸籍関係証明書以外のデータについては、年末年始以外や時間外対応もあることから、逐次、市役所のサーバからLGWAN-ASP業者の外部サーバへ送信され、そこからサービスを提供することとなります。

最後に、安全確保措置についてですが、使用するネットワークについては、LGWAN・コンビニ業者ネットワーク共に専用回線を使用し、通信内容については暗号化されます。また、証明書を請求するためには、個人番号カードの利用者電子証明書を利用し、その利用のためには本人しか知りえないパスワードが必要となります。マルチコピー機に伝送された証明書データは、出力後、速やかに削除されると共に、実際のマイナンバー

一カードや証明書の取り忘れ防止のため、画面、音声やアラームでお知らせする機能も備わっており、個人情報保護に努めているところです。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 別紙のオンライン結合図を確認すると、個人情報を提供する経路としてAとA'のルートで分かれています。その理由は何ですか。

説明員 サービス提供時間を午前6時30分から午後11時までと設定しており、市役所の開庁時間外でもサービスを提供し、土日も含めて年末年始以外も対応するためには、サーバが円滑に稼働していることが必要となります。それを実現するために、データを外部のサーバに置いた上で、有人監視によるチェック体制のもと、その外部のサーバを介してサービスを提供するのが基本となっております。しかし、戸籍関係の証明書については、データを外部サーバに置くということはシステムのハードルが高く、一度PDF化した証明書を生成した上で、請求に対応していかなければいけない状況にあります。そのために、戸籍関係の証明書については、市役所のサーバが稼働している時間帯でないと対応できないことから、経路が2つに分かれている状況です。

委 員 戸籍関係の情報はPDF化せず、他のデータ形式で提供することは不可能なのでしょうか。

説明員 市のサーバの中に格納されているデータはPDF化されているものもあれば、されていないものもあります。通常このサービスで提供する戸籍のデータは、市のサーバに格納されています。ただ、そのデータを外部に置いて、住民票の写しや印鑑登録証明書と同様にサービスを提供するためには、文字の同定や業者との間におけるデータの持ち方等の整理をつけるのに高いハードルが設けられており、サービスの実現に至らないというのが実状です。本市では、戸籍関係の証明書のサービスを提供するにあたっては、本市のサーバで証明書のPDF化を図った上で、コンビニ交付の請求に対応したいということから、データで提供できる部分とPDF化したものを本市から出させてもらうといった二通りのネットワーク構成図になっております。

会 長 市役所の戸籍関係のサーバは土日も稼働しているのですか。

説明員 稼働しません。別紙で示したとおり、戸籍関係の証明書については午前9時から午後5時までの時間で対応することを考えております。

会 長 課税証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書については外部サーバに入るといことですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 これも諮問の対象ということによろしいですか。

説明員 対象としています。

会 長 整理すると、二種類の諮問事項があって、条例第10条2項のオンライン結合に該当するものと、その他のオンライン結合に関する諮問ということですね。課税証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書については、外部サーバで管理をするということですか。

説明員 それらのデータの写しを外部サーバに置くということです。市にもデータは格納されています。

会 長 リアルタイムで外部サーバのデータも更新されるということですか。

説明員 リアルタイムではなく、15分間隔程度で、同期を取りながらサービス提供に努めたいと考えています。

会 長 請求のタイミングによっては、古い情報が伝送されてしまうことはありませんか。

説明員 届出等で、転居等の情報があった場合は、転居対象者に対して、すぐにコンビニ交付で住民票の写しを請求しないよう促す等の運用をしなければいけないといった課題は

あります。市のサーバ上のデータを修正しても、タイムラグなく外部サーバのデータが更新されるということは物理的に難しいものがあります。そのあたりの課題は請求者に周知することで解決したいと考えております。

委員        オンライン結合関係図の②の流れですが、これはいわゆるイメージデータを伝送するということですか。

説明員        P D Fデータとなります。

委員        市が保有するデータをコンビニ業者ネットワークに送って、そこで発行するためのデータを組み立てるわけではなく、あらかじめP D Fデータを作成して伝送するということですか。

説明員        戸籍関係のデータに限らず、住民票等のデータにつきましてもP D F化した上で、外部サーバからJ - L I Sが運営するコンビニ交付センターに伝送し、その後コンビニ業者ネットワークを介してマルチコピー機へP D F形式で届くということになります。

委員        各コンビニに設置されたマルチコピー機の仕様は同じものになるのですか。

説明員        コンビニ業者が、コンビニ交付サービスを開始するにあたっては、J - L I Sが定める機器の基準を満たす必要があることを、契約書に謳ってあります。よって、一定の基準を満たした機器を各コンビニ業者が機器業者から提供を受けたうえで設置することとなっています。

委員        コンビニ業者ネットワークとマルチコピー機は有線で繋がりますか。

説明員        はい、有線となります。

委員        マイナンバーカードには、二種類の証明書が格納されているかと記憶していますが、どちらを利用するのですか。

説明員 署名用電子証明書と利用者用電子証明書と二種類ございますが、今回利用するのは、利用者用電子証明書です。こちらは保有者本人が操作していることを証明するものとなりまして、4桁の暗証番号を入力して利用することとなります。

委員 暗証番号を入力するということですが、例えばマルチコピー機に何人か並んでいる場合、見られてしまうおそれが想定されますが、銀行ATMのような何かしらの対策はとられるのでしょうか。

説明員 各コンビニに設置されているマルチコピー機は、通常正面に立たないと液晶画面を見られない仕様になっているかと思われまます。コンビニに設置されているATM等ですと囲いが設置されていたりしますが、マルチコピー機は画面の横から見えない機能を活用しながら、サービス提供しているのが実情です。

委員 誰が、どこで、何を請求したかといった情報はコンビニ業者ネットワーク上に蓄積されることになりますか。

説明員 コンビニ業者ネットワーク上には残りませんが、市側は把握する必要があるので、システム業者と調整のうえ、何かしらの手段により市が把握できる体制は整えていきたいと考えています。

委員 どのような流れで請求データを、市が受け取りますか。

説明員 請求データはJ-LISが運営するコンビニ交付センターを経由し、市と共同で運営するLGWAN-ASP業者の外部サーバに情報が入ってきます。市側はID・パスワード等の権限を付与された者が確認できるような形になります。

委員 LGWANネットワーク網におけるセキュリティ対策は問題ないかと推測されますが、平成31年1月から実施されるということで、開始もそこまで遠くない時期ですが、コンビニ業者ネットワーク網におけるセキュリティ対策等については、まだ具体的に決まっていないのでしょうか。

説明員 市が決定しなければいけないのは、LGWAN-ASP業者となります。コンビニ業者とJ-LISについては既に契約を締結済みで、全国でも既に468団体がコンビニ交付サービスを開始しています。既にセキュリティ対策等をクリアしたインフラが整備されている状況にあります。それを前提としたうえで、本市においてもサービスの提供を開始しようと考えているものです。

委員 サービスが既に開始されているところもありますが、これまでにトラブル等の報告はありますか。

説明員 サービス導入済みの自治体に視察等を行ってきましたが、個人情報漏えい等の事故についての事例は聞いたことはありません。話に挙がるのは、機械の操作方法が分からず問合せがあることや、先ほど説明したマイナンバーカードに利用者用電子証明書が格納されておらず、発行できないといった事例でした。

委員 コンビニ交付サービスを開始する目的は、市民の利便性の向上ですか、それとも行政の事務効率化ですか。

説明員 両面あると考えています。窓口に来るお客様が少なくなることも想定されますし、開庁時間外でもサービス提供を受けられるということから、両面あると思います。また民間活力の導入という面もございます。市役所の窓口で行っている発行業務をコンビニ等の民間活力を活用することでより長い時間と日数の対応ができることから、市民の利便性の向上に繋がっていると考えています。

委員 支所の統廃合も関係しているのでしょうか。

説明員 その関係もあります。本市はこれまでも支所の統廃合の話はでてきておりましたが、利便性の低下等が理由でなかなか踏み込めなかった経緯があります。しかし、コンビニ交付サービスといった代替サービスの導入が進められていく中で、支所の統廃合が進められることにもなりました。また導入にあたっては、国からの交付金がございます。時宜を捉えながら導入を進めてきたというのが今の状況です。なお、県内では11の市が導入を済ませております。本市も導入することで全国のコンビニから各種証明書が取得

できるということで、市民の方へのメリットは大きいものと考えています。

委 員 交付が受けられるコンビニと受けられないコンビニがありますか。

説明員 主なところを挙げますと、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス、セイコーマート、セーブオンで対応しています。利用可能なコンビニは市内では81箇所となっている状況です。

委 員 コンビニの店員の指導が必要になると思いますが、店員の指導についてはどのように考えていますか。

説明員 J-LISとコンビニとの間で契約を締結しているという説明をしましたが、そちらに守秘義務や店員の教育徹底について記載されております。またマイナンバーカードをご自身で使用し、料金についてもレジで支払う必要はなく、マルチコピー機周辺で全てが完結するシステム設計となっております。ただ、使い方がわからなかったりすることは想定されるので、店員も模索しながら対応しているのが実情だと考えています。

委 員 領収書はその場で出ますか

説明員 はい、出ます。

会 長 市役所窓口では自分の住民票のみでなく、世帯分の取得が可能かと思いますが、コンビニ交付ではどの範囲まで取得が可能でしょうか。

委 員 市役所窓口での請求と同様です。世帯全員分や世帯一部を選択することができます。戸籍についても謄本や抄本がありあすが、こちらも選択して交付を受けることができます。

会 長 既に除かれた方の戸籍は取得できますか。

説明員 除票については、マイナンバーカードは存命の方が保有するものになるので、取得は

できません。

委員 マルチコピー機から発行される紙はコピー用紙ですか。

説明員 コピー用紙ですが、偽造改ざん防止の機能としてけん制文字を使用します。これはコピーすると複写として出てきます。またスクランブル画像の機能を使用します。こちらはインターネット上に問合せサイトがありまして、証明書が改ざんされていないかを、スクランブル画像を読み込むことで確認ができる機能です。それから偽造防止の検視画像というものがありまして、特殊なカメラで覗くとウサギがでてくるといった機能を備えています。これら3つの機能を盛り込むことで、偽造改ざん防止対策を実施しています。

委員 どの店舗で、誰が、どのような請求をしたのか、統計データのようなものはあるのでしょうか。

説明員 統計データも確認できるような機能が、システム導入にあたり盛り込まれます。手数料が発生する関係で、市とコンビニが把握している件数が異なるような状況では適切な支払ができないという観点から統計ツールが準備されます。またJ-LISからも統計データが提供されることとなります。

会長 利用者用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを保有されている人数はどのくらいですか。

説明員 マイナンバーカードの交付率は現在12%強程度で、徐々に伸びてはいるのですが、そのカードに各種証明書がどのように格納されているかまでの集計は取れていない状況です。

会長 心配なのが高齢者の方で、コンビニ交付が受けられるようなマイナンバーカードを紛失してしまったりする恐れがあると思います。マイナンバーカードの発行にあたっては各種電子証明書についての説明を徹底する必要があるかと思いますが、これからマイナンバーカードを取得する方には説明ができるかと思いますが、既に取得している方へはど

う説明するのにか気になります。

説明員 コンビニ交付サービスについては、これからの導入ということで御審議いただいておりますが、この二つの電子証明書はマイナンバーカードの主な機能のひとつとなっております。平成28年1月から交付を開始していますが、交付の際には、パスワードの設定をしていただくとともに、この証明書の機能についての説明は実施しております。当時から利用できるサービスはなかったのですが、今後、コンビニ交付に使用できたり、内閣府が実施しているマイナポータルログイン時にも使用できる等の周知に加え、マイナンバーカードの管理について注意喚起を実施してきております。

会 長 現時点で、利用者用電子証明書を利用して交付が受けられるサービスはありますか。

説明員 今はありません。

会 長 外部サーバに住民票等の写しを置くということでしたが、外部サーバの業者は現時点で決まっていないのですか。

説明員 現時点では決まっておりません。

会 長 これまでの諮問で、契約の相手方が決定しない段階で諮問することがありましたか。

事務局 ケースバイケースではあるかと思えます。今回は、契約の相手方は、しかるべき条件を満たす業者であることを前提とした諮問ということになります。

説明員 LGWAN-ASP業者はJ-LISからの承認を受ける必要があります。市が選定する業者はその承認を受けている業者であることが前提となります。つまり、選定対象となる業者はコンビニ交付サービスができる業者であるということになります。現在全国で22の業者が承認を受けていますが、この中から選定及び契約を行うということです。

会 長 業者に何かしらの差はあるのでしょうか。

説明員 データセンターの運営の仕方等、業者によって差はあります。業者のスキル等はしっかり確認しながら、選定していきたいと考えています。

会 長 コンビニ交付サービスの準備を進める前に、LGWAN-ASP業者を選定するということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、御意見いかがですか。

会 長 再度確認ですが、契約の相手方が決定していない段階での諮問はこれまで無かったように記憶しています。

事務局 契約が締結されている状況ですと、既に事務を執行してしまっているということも言えるかと思います。本来は、契約を締結する前に諮問するのが好ましいとも考えられます。

会 長 契約の相手方のセキュリティレベル等も考慮したうえで審議していませんでしたか。

事務局 これまでの諮問では、特定の業者のみが実施できる事業で、事実上、業者が選定されている中での諮問であったかと思います。今回は契約の相手方は諮問の段階では決定していませんが、説明のあったとおり、一定のセキュリティが確保された業者を選定する

ことにはなりません。

委員 インターネットでLGWAN-ASP業者について調べてみましたが、確かに数は少ないのですが、規模等はまちまちで、サーバの置き場所や技量も様々です。よって諮問とは直接関係ないとは思いますが、業者選定にあたっては慎重に検討する必要はあるかと思いました。ただ、これらの業者は国の示す基準を満たしている必要があるということで、セキュリティ上の対策は十分に図られているとは思いますが。

委員 市役所の窓口でもコンビニのマルチコピー機と同じように、各種証明書を発行することはできないのですか。

事務局 本市の状況は把握ができていないのですが、他市町村で、マルチコピー機を設置して、かつ手数料を減額して発行しているような話を聞いたことがあります。

委員 マイナンバーカードの交付率は12%なのですか。

事務局 そのようです。全国平均でも同じくらいの割合であったと思います。

会長 県内では11自治体がコンビニ交付サービスを開始しているということですが、開始に伴い、マイナンバーカードの交付率が上昇したといった話がありますか。

事務局 そのような話は聞いておりません。本市では、支所の統廃合がありまして、施設の維持管理費と人件費を圧縮することになりましたので、導入に踏み切ったということもあろうかと思えます。

委員 外部サーバの業者の間でセキュリティレベルの差はあるのでしょうか。

事務局 LGWAN業者としての一定の基準は満たしているということでした。

委員 サービスの種類が異なるということでしょうか。

事務局 規模や技量に差はあるという説明でした。

委員 マイナンバーカードの交付率について、各年代の集計データはありますか。また、暗証番号の入力誤りによりロックされてしまうことがありますか。

(所管課に確認)

事務局 年齢構成ですが、60代が23%、70台が22%、50代が13%、40代、80代が10パーセント程度ということで、若い世代の取得数が少ないということでした。また暗証番号については、3回までの制限を設けているようです。

委員 高齢者の取得率が高いのは、おそらく身分証明書の代わりにするためではないでしょうか。また支所が廃止されるということですが、高齢者を中心にこれまで支所を利用していた人にとっては、やはりマルチコピー機の操作が分からず、結果として不便になるといったことも考えられるかと思います。

事務局 タウンセンターのマロニエ、こゆるぎ、いずみ、それからアークロードについては継続されます。議会からも、高齢者のフォローについて御指摘をいただいているところで、所管課でも検討をしているかと思います。また郵便局でも発行が可能となります。こちらは有人対応となりますので一定のフォロー体制はとれるのではないかと思います。

委員 マイナンバーカードを紛失した場合は、まずは市役所に連絡すれば、停止措置等がなされるのでしょうか。

(所管課に確認)

事務局 サービスコールセンターが24時間対応で設置されているので、まずはそちらに連絡をしてから、警察に届け出てもらえればということでした。また、市役所にもマルチコピー機が設置されるかという話ですが、マルチコピー機とは別の請求用の端末が設置され、請求者自身で操作した後、各種証明書の発行や手数料のやりとりは職員が行うということでした。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項イ「コンビニ交付サービス事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項ウ「生活保護レセプトクラウドサービス導入事務」及びエ「中国残留邦人等支援レセプトクラウドサービス導入事務」ですが、両者は内容が共通していることから、一括しての審議とさせていただきます、それでは内容の説明を求めます。

<生活支援課説明員入室 渡辺主査が資料3に基づき説明>

説明員 それでは御説明します。諮問案件が2件ありますが、内容が共通していますので、一括して説明させていただきます。まず、生活保護利用者の医療扶助の決定の流れについてですが、医療機関が診療報酬明細書を社会保険診療報酬支払基金に提出し、そのデータを市が提供を受けて、審査等を経て生活保護法に基づく医療扶助の決定を行います。これまでは、社会保険診療報酬支払基金が取りまとめたデータを市がダウンロードするという形で提供を受けていましたが、この度、専用のデータセンターを設けて、そちらにアクセスしてデータを取得する、いわゆるクラウドサービスというものを利用させていただくものになります。個人情報の流れについてですが、まず、医療扶助利用者の情報が、医療機関から社会保険診療報酬支払基金に提供されます。次に、生活保護等レセ

プト管理システムクラウドサービスデータセンターは、社会保険診療報酬支払基金から生活保護法における医療扶助利用者レセプト情報を取得いたします。それから本市生活支援課は生活保護等レセプト管理システムクラウドサービスデータセンターに生活保護利用者の医療扶助適用状況のデータを提供します。生活保護等レセプト管理システムクラウドサービスデータセンターは社会保険診療報酬支払基金から取得した医療扶助利用者レセプト情報と生活支援課から提供された生活保護利用者の医療扶助適用状況のデータの突合を行います。その後、本市生活支援課は、オンライン結合により生活保護等レセプト管理システムクラウドサービスデータセンターのサーバにアクセスし、突合されたデータを閲覧し、入手することで医療扶助の適正実施等に利用するものでございます。

次に、オンライン結合を行う理由ですが、取扱個人情報は、生活保護法における医療扶助の適用及び医療費の費用支払に不可欠なものとなります。また従前の紙媒体等による情報提供に比べ、L GWAN回線を利用することにより、セキュリティ性の向上が図られるとともに、事務の迅速、効率化の効果が期待されることから、導入を進めるものです。

安全確保措置についてですが、専用回線であるL GWAN回線の使用により、高度なセキュリティを確保し、不正アクセス等に対する防衛措置がとられています。また生活保護等レセプト管理システムクラウドサービスデータセンターは、情報セキュリティ格付けで最高ランクの「AAA i s」で情報の管理体制を高水準で維持している状況にございます。開始時期については、平成30年7月からを予定しております。

次に中国残留邦人等支援についてですが、こちらは、太平洋戦争の終戦時に中国に取り残された邦人に対する支援となりまして、この事務を所管するのが生活支援課となっています。対象者は本人とその二世が対象となりますが、十分な教育を受けられず、日本に戻ってからも一般的な就労が困難である状況から支援するものでございます。レセプトクラウドサービス導入の内容につきましては、先ほど説明した生活保護等レセプト管理システムクラウドサービスと同様もので、医療扶助の適正実施のために利用するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委員 この2つの諮問事項には大きな違いがあると思います。オンライン結合図の③の矢印の流れですが、生活保護についてはUSBメモリを利用して市からクラウドサーバに提供されるようですが、中国残留邦人については提供がないようです。このUSBメモリを利用したデータの提供について詳しく教えてください。

説明員 USBメモリについては本市の情報システム課の基準に基づいて管理をしておりますが、セキュアUSBメモリというセキュリティの高いUSBメモリを利用します。本課で利用している生活保護システムに登録されている利用者の医療機関受診状況等の情報をUSBメモリに抜き出して、診療報酬明細書との突合作業をする際に利用するものです。保管方法については、施設が可能な場所に保管している状況です。

委員 USBメモリでの提供ではなく、LGWAN回線による提供が可能であればセキュリティレベルも高まるかと思うのですが、USBメモリの利用という点が気になります。

説明員 県内では、7自治体程度が導入済みのようなのですが、どの自治体も同様の方法で実施しているようです。クラウドサーバに繋がる端末と生活保護システムは独立したものになるので、統合は難しいのが現状です。

会長 突合作業というのは業務においてなぜ必要なのか教えてください。

説明員 医療機関は、利用者の情報を記載した診療報酬明細書を社会保険診療報酬支払基金に提出するのですが、その内容が、生活支援課が把握している内容と異なる場合には医療扶助が適用できないこととなります。つまり生活保護の利用者であるか審査をするために突合作業を行うものです。

会長 これまでは、社会保険診療報酬支払基金のデータを市がダウンロードして、審査を行い、その結果を社会保険診療報酬支払基金に連絡していたものを、クラウドサーバ内で突合作業や審査を行うことができるようになるということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員           これは、重複処方対策のために導入されるものですか。

説明員           現在は、電子レセプト管理システムという既存のシステムを利用していますが、こちらでも重複処方の確認はできますので、既に対策は図られております。

事務局           職員の事務効率化が図られるのでしょうか。

説明員           クラウドサーバ内で突合作業が可能となりますので、職員の手間は減るかと思いません。

委 員           医療費の支払は日本国内の医療機関に限定されるのでしょうか。

説明員           医療扶助の適用が出来るのは、生活保護利用者や中国残留邦人等支援対象者の受け入れが可能な指定医療機関のみが対象となるので国内の医療機関のみとなります。

会 長           中国残留邦人については、件数が少ないので手作業で突合作業を行うということですか。

説明員           はい、そのとおりです。本市の対象者は1世帯2名となっております。

会 長           他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長           それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長           では、審議に入ります。なお、審議は別々に行いたいと存じます。まず諮問事項ウについて、御意見いかがですか。

委員　やはりUSBメモリの管理については、個人情報漏えいの危険性が高まるかと思しますので何かしらの付帯意見はつけるべきかと思ます。

委員　同じく、USBメモリについてですが、提供する方法が気になります。

事務局　生活保護システムとクラウドサーバに繋がる端末は、独立して同じ執務室に設置されているものかと思ます。ただ、2つのシステムをネットワークを介して繋ぐことが困難であるから、USBメモリという記録媒体を利用してデータを移行するという事だと思ます。よって、USBメモリ自体を外部に持ち出すということはないかと思ます。

委員　外部に出さないとなると逆に、USBメモリの管理自体が疎かになる可能性がありますので、管理を徹底する必要があるといった趣旨の付帯意見を付けても良いかと思ます。

会長　他に御意見ありますか。

(意見なし)

会長　他に御意見がなければ、諮問事項ウ「生活保護レセプトクラウドサービス導入事務」についてはUSBメモリの管理については慎重を期すべきであるといった趣旨の付帯意見を付けて、その文言は事務局に委ねることで承認・不承認の採決をしたいと思ますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長　御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを、付帯意見を付けて承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは付帯意見を付して承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項エについて、御意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 諮問事項エ「中国残留邦人等支援レセプトクラウドサービス導入事務」について承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項エを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項エは承認することといたします。

会 長 それでは、3その他に移ります。事務局何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、これで第72回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 第72回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

### ●次第

#### ●資料1

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正について(諮問)
- ・条例の改正について
- ・利用を予定している特定個人情報について
- ・神奈川県在宅重度障害者等手当制度について
- ・小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文
- ・小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文
- ・小田原市個人番号の利用に関する条例
- ・小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

#### ●資料2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(コンビニ交付サービス事務)
- ・オンライン結合による取扱個人情報項目名一覧
- ・オンライン結合関係図

#### ●資料3

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(生活保護レセプトクラウドサービス導入事務)
- ・オンライン結合関係図
- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(中国残留邦人等支援レセプトクラウドサービス導入事務)
- ・オンライン結合関係図